

平成29年1月 守口市教育委員会定例会の概要

○ 日 時 平成29年1月25日(水) 午前10時00分～午前11時20分

○ 場 所 守口市役所 6階 教育委員会会議室

○ 出席者

教育委員

委員長 渡 邊 一 郎

委員長職務代理者 橋 爪 利 明

委 員 江 端 源 治

委 員 駒 田 真 由 美

教育長 首 藤 修 一

事務局

教育次長兼管理部長 小浜 利彦 指導部長 水田 広茂

総務課長 藤本 淳司 学校管理課長 林 慶

学校教育課長 廣部 孝徳 保健給食課長 西尾 浩樹

教育センター長 吉川 弘美 生涯学習課長 小森 勝

ほか担当職員

○ 審議内容

議案第1号 平成28年度教育費補正予算案についての意見

【説明要旨】

○事務局 それでは、議案第1号「平成28年度教育費補正予算案についての意見」につきまして御説明申し上げます。

今回の補正でございますが、ふるさと納税制度を利用した教育事業目的の寄附を受けたことから、守口市学校教育施設整備基金へ積立てる歳入歳出補正予算と、寺方小学校・南小学校統合校及びよつば小学校の学校建設に係る事業費のうち、国の補正予算に対応させるため、対象となる事業費を平成29年度から平成28年度へ前倒しするため、歳入歳出予算の補正を行おうとするものでございます。

1. 歳入予算の補正(1)(款)寄附金、(項)寄附金、(目)一般寄附金、(節)教育費寄附金として補正額504万円。2. 歳出予算の補正(1)学校教育施設整備基金積立事業、(款)教育費、(項)教育総務費、(目)事務局費、(節)積立費、(細節)学校教育施設整備基金積立金として補正額504万円。これらにつきましては、ふるさと納税制度を利用した教育事業目的

の寄附を受けましたことから、当該寄附金を守口市学校教育施設整備基金積立金へ積立てようとするものでございます。

続きまして、2.歳出予算の補正(2)施設整備・建設事業小学校、(款)教育費、(項)小学校費、(目)学校建設費、(節)工事請負費、(細節)工事請負費につきましては、寺方小・南小学校統合校新築工事に係る予算で、平成28年度は2億5,725万6,000円の増額補正、29年度は5億8,224万9,000円の減額補正でございます。

あわせて、よつば小学校新築工事に係る予算では、平成28年度は3億2,746万5,000円の増額補正、平成29年度は7億1,302万5,000円の減額補正でございます。

両校の学校建設に係る工事費につきましては、平成28年度から平成29年度の2カ年分の事業費を継続として予算計上して工事を進めておりますが、平成28年9月時点におきまして、地方公共団体が平成29年度に計画する学校教育費事業規模が平成29年度当初予算額を大幅に上回っている状況であることから、平成29年度に学校施設環境改善交付金に該当する両校の事業につきましては、平成28年の補正予算案で採択が行われる可能性が高い旨の通知がありました。その後、平成28年12月22日に国の平成28年度補正予算案が閣議決定され、平成29年1月12日付で平成28年度補正予算が採択された内定通知がございました。従いまして、平成29年度守口市一般会計当初予算に予定しておりました学校施設環境改善交付金に該当する事業のうち、今回、内定通知がなされた事業費を国の補正予算に対応させるため、平成28年度守口市一般会計補正予算として前倒しし、併せて、継続費として当初に計上していた予算額から平成28年7月に締結した契約金額への減額補正することから、2カ年の事業費合計で減額となるものでございます。

なお、1.歳入予算の補正、(2)の(款)国庫支出金の項目につきましては、平成28年度の両校の事業費に係る財源として増額補正するものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

【審議状況】

○委員　　ふるさと納税の504万円につきましては、具体的にどのようなことに使う予定であるのかを御説明願います。

○事務局　　教育目的の寄附ということで、守口市学校教育施設整備基金に積立て、学校施設整備に資するように活用してまいります。寄附をしていただいた方々の思いを踏まえて、有効的な運用をしていきたいと思っております。

○委員　　これまで本市にふるさと納税による寄附をいただいたというお話はなかったかと思うのですが、今回504万円が計上されるということに係って、何か特別な事情があ

ったのかどうか御説明いただけますか。

○事務局　　まず、ふるさと納税制度は平成20年度の税制改正によって開始された制度として、守口市にも制度として存在しておりました。平成28年度より守口市では、ふるさと納税に対する返礼品としまして、様々な商品を寄附していただいた方に贈呈する制度が導入されたことに伴い、平成28年度は寄附が多くなったという経緯がございます。

○委員　　平成30年4月開校予定の寺方小・南小学校統合校とよつば小学校新設校舎の補正であると御説明いただきましたが、工事の進行状況等はどのようになっているのでしょうか。

○事務局　　両校の工事につきましては、今年度予定しております施工目標も問題なく達成する見込みでして、平成30年4月の開校へ向けて順調に進捗しているところでございます。

○委員　　平成30年4月開校ということですが、竣工引き渡しはいつ頃になる予定でしょうか。

○事務局　　両校とも平成30年3月30日に引き渡し予定となっております、4月1日からは守口市教育財産として管理していく予定となっております。

○委員　　よつば小学校の工事につきましては、近隣住民の方々に対して運搬等で御迷惑をおかけしているとのお話も伺いましたし、様々な配慮をいただいている一方で、開校日に遅れることのないように準備を進めていかなければならない。そのような状況で補正を組むとのお話があると、計画が順調に進んでいるのか不安になってしまうのは当然のこととして、先ほど御説明いただいた内容としては来年度に計画していたものを今年度できる分については前倒しして進めていくものであって、計画自体に大きな変化はないと理解してよろしいでしょうか。

○上記の質疑の後、原案通り可決。

○ 審議内容

議案第2号 守口市立学校設置条例の一部を改正する条例案についての意見

【説明要旨】

○事務局　　それでは、議案第2号「守口市立学校設置条例の一部を改正する条例案についての意見」につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、守口市学校規模等適正化基本方針に基づく市立小学校の統合に係る改正でございます。寺方小・南小学校統合校につきましては、平成30年4月に守口市立旧第二

中学校跡地におきまして、新校舎を建設し、開校を予定しております。三郷小・橋波小学校統合校につきましては、平成30年4月に守口市橋波小学校の現校舎を仮校舎として統合し、平成33年4月に守口市立三郷小学校用地にて新校舎を建設後、供用の開始を予定しているところでございます。両校の校名につきましては、保護者・地域・学校の代表者で組織されました、各統合校連絡会の御提言をいただき、寺方小・南小学校統合校の名称を「守口市立寺方南小学校」、三郷小・橋波小学校統合校の名称を「守口市立さくら小学校」へと改めることを教育委員会定例会におきまして御協議いただきました。

よつば小学校につきましては、平成28年4月に統合し、平成30年4月に守口市立旧大久保小学校用地に新校舎を建設し、供用の開始を予定しているところでございます。「守口市立よつば小学校」につきましては、所在地が確定いたしましたことから、改正しようとするものでございます。

改正内容でございますが、6ページの新旧対照表を御参照いただきますようよろしくお願いたします。守口市立学校設置条例第1条第2項の表中、「守口市立よつば小学校」の項の位置につきましては、「守口市大久保町2丁目17番26号」と改め、「守口市立よつば小学校」の項の次に名称「守口市立さくら小学校」、位置「守口市大宮通1丁目14番9号」及び名称「守口市立寺方南小学校」、位置「守口市寺方元町4丁目1番45号」を加えるものでございます。また、「守口市立三郷小学校」、「守口市立寺方小学校」、「守口市立橋波小学校」及び「守口市立南小学校」の項を削除しようとするものでございます。

なお、附則におきまして、施行日は平成30年4月1日からといたしております。

以上、誠に簡単な説明でございますが、御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いたします。

【審議状況】

○委員　　今回の設置条例の一部改正は統合校連絡会において、校名について議論していただいた御提言を尊重してのものであると思うのですが、平成30年4月施行と間がありますが、今この時期に改正する趣旨とは何なのでしょうか。

○事務局　校名の御提言につきましては、三郷小学校・橋波小学校統合校連絡会からは平成28年12月、寺方小学校・南小学校統合校連絡会からは平成28年3月にいただいておりますけれども、平成30年4月の統合まであと1年ということで、早く校名を正式に確定させてほしいという御要望をいただいております。

この度、改正手続に必要な条件である、学校名と所在地が確定しましたことから、守口市立学校設置条例をこの時期に改正させていただこうとするものでございます。

○委員 学校の住所地とは正門の位置によって地番が決まると聞き及んでおりますが、学校が同じ場所に存在していたとしても、正門の位置を何らかの理由で変更するとなれば学校の位置も変わる、つまりは学校設置条例も改正する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。

○事務局 委員長おっしゃるとおりでございます。正門の位置が変われば住所番地も変わるということで、新校舎を建設しておりますよつば小学校と寺方小・南小学校統合校につきましては、以前の旧大久保小学校と旧第二中学校とは正門の位置が変わっておりますので、以前の住所地とは変更されております。今回の改正では、1月に新しい住所地が工事の進捗状況にあわせて確定しましたので、正式に住所地を確定させようとするものでございます。

○上記質疑の後、原案通り承認。

○ 審議内容

議案第3号 守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

【説明要旨】

○事務局 それでは議案第3号「守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案」について御説明いたします。

大阪府におきまして平成29年1月1日より一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例が一部改正されました。これに伴い同日付で府教育委員会にて府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則が改正され、校長が休暇の処理を行う項目に介護時間が追加されたところでございます。

今回、追加された介護時間につきましては、現在の社会情勢等を勘案し、府費負担教職員が職務に就きながら介護を行いやすい環境を整備するため、連続する3年の期間内において、1日につき2時間の範囲内で介護を理由とする無給の休暇を取得できる制度でございます。本市立学校に勤務する府費負担教職員につきましても、サービスの取扱いにおいて、府教育委員会の制度に準ずることから、守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正しようとするものです。

改正内容といたしましては、第5条関係に校長が休暇処理を行う項目に介護時間を加えます。

附則としまして、この規則は公布の日から施行いたします。

以上、誠に簡単な説明でございますが、御審議の上御決定賜りますよう、よろしく願います。

【審議状況】

○委員 こちらの制度が適用される被介護人については、例えば何親等以内という制限はあるのでしょうか。また、取得できる時間について詳しく御説明いただけますか。

○事務局 被介護人の範囲につきましては、配偶者、2親等内の親族及び配偶者の父母となっております。

また、取得可能な時間等につきましては、最初に制度を利用した日から連続する3年の期間内におきまして、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務の始め、あるいは終わりに引続くように15分単位で取得することが可能となっております。

○委員 現在、介護を理由とした休暇を取られている教職員はいらっしゃいますか。

○事務局 現在、介護休暇を取得している教員につきましては1名ございます。

○委員 教職員の補填についてはどのようなになっていますか。学校によって教職員の配置数は決まっていますが、欠員が出ているようなことはありませんか。

○事務局 休暇中の教職員の補填につきましては、大阪府教育委員会に臨時講師の配置を依頼し、教職員の欠員がでないように配慮しております。

○委員 休暇をいつ請求するのかについて、例えば、当日になって急に介護が必要になったとなれば、その日の朝に休暇の申請をして、すぐに取りれるものなのでしょうか。それとも、あらかじめ申請をして、取得日を決めておかなければならないもののでしょうか。予想外のことがあって、急に介護が必要になることも想定しておくべきであるとは思いますが、その辺りについての考えを聞かせていただけますか。

○事務局 実際、急な介護が必要になって、すぐに休暇が取れるかどうかは難しいのではないかと考えております。

○委員 便利な制度ができることについては賛成したいと思うのですが、実際に制度があっても使えないことがあったのでは意味がないわけですし、柔軟な対応をしていただくための制度にしていきたいと思っております。

実際に運用しなければ分からない面もありまして、その辺りも十分に見極めていただき、本当に必要とされている方がうまく制度を活用していただけるように想定外のことも含めて、具体的に検討していただきますようお願いいたします。

○事務局　今回改正させていただく介護休暇制度とは、これまでもありました育児休暇制度と同様に、事前に計画を立てた上で、計画的に休暇を取得していただくための制度でございます。

しかしながら、当日緊急に介護を必要とする休暇が必要となった場合には、短期介護休暇を取れる制度もございまして、突発的なものにつきましては、そちらで対応する形となるのではないかと考えております。

○上記質疑の後、原案通り承認。

○ 審議内容

議案第4号 守口市文化財保護審議会委員の委嘱について

【説明要旨】

○事務局　それでは議案第4号「守口市文化財保護審議会委員の委嘱について」を御説明申し上げます。

市文化財保護審議会委員につきましては、守口市文化財保護条例第32条及び同条例施行規則第17条の規定に基づき、現在6名の委員を委嘱しております。

今般、委員の一人、美術工芸書蹟分野の木下密運氏が平成29年1月31日付での辞任の願いがございましたことから、その後任について種々検討を重ねました結果、城陽市歴史民俗資料館嘱託学芸員の戸花亜利州氏を新たに委員として委嘱しようとするものでございます。

戸花氏は、仏像、仏画等の仏教美術品を専門にされており、それらの研究、展示会の企画やブログの執筆、講義などにより、各方面で活躍されている方でございます。

委嘱期間につきましては、守口市文化財保護条例施行規則第17条第3項の規定に基づき、前任者の残任期間である平成29年2月1日から平成30年1月31日までの1年を予定しております。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

【審議状況】

○委員 現在は文化財保護の観点から6つの専門分野に分かれておまして、6名の委員がそれぞれの専門分野を分担しておられますよね。この人数は絶対的なものなのかどうか、必要に応じて増えたり減ったりはしないもののでしょうか。

もう一点、その分野を担当されていた方が辞任されるとなった際に、後任となる方はどのような観点でお探しになっておられるのか、少し補足して説明していただけますか。

○事務局 委員の委嘱につきましては、条例上は10名以内という規定となっております。したがって、必要に応じて委員の委嘱は可能であると考えております。

また、後任の委員の選出につきましては、各委員の御意見を踏まえまして、選出させていただきます。

○上記質疑の後、原案通り承認。

○ 審議内容

議案第5号 平成29年度使用学校教育法附則第9条による一般図書（拡大教科書）の採択について

【説明要旨】

○事務局 それでは議案第5号「平成29年度使用学校教育法附則第9条による一般図書（拡大教科書）の採択について」を御説明させていただきます。

平成29年度に本市立小学校及び義務教育学校前期課程で使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条並びに義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行条例第15条に基づき平成28年度7月教育委員会定例会において採択をしたところでございます。平成29年度守口市立学校の支援学級におきまして、視覚障がいをもった児童が在籍予定であり、保護者と就学に向けた教育相談を進める中で、障がいの状況と保護者の要望により、当該児童に関する教育目標を達成する上で、当該学年使用教科用図書と同内容の拡大教科書を使用することが適切であると考えられます。

このことから、学校教育法附則第9条に基づき、本市教育委員会において議案書に示しております種目における一般図書(拡大教科書)を採択するため、御審議いただきたく存じます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

【審議状況】

○委員 文字のサイズが大きくなることにつきまして、他の児童が使用している教科書とページ数は変わらないのでしょうか。

○事務局 委員の皆様には拡大教科書の参考資料をお配りしておりまして、例えば通常の学級で使用している算数の教科書では108ページとすると、30ポイントの拡大教科書をご覧いただければページが増えている場合につきましては、108の1、108の2といった形で、拡大教科書を使用する児童生徒に戸惑いが生じないような配慮もなされております。

○委員 拡大教科書についての御説明はいただきましたが、配布プリントやテストについては、どのような配慮ができるのでしょうか。

○事務局 当該児童が現在所属している園におきましても、学習に係る内容のプリント類につきましては、担当する先生で拡大コピーをする等の対応をされておりまして、今後も就学に向けて、所属の園と就学予定の本市立学校の教職員が連携を深めながら、保護者の要望も交えて支援の計画を立てていきたいと考えております。

○上記質疑の後、原案通り承認。

○ 審議内容

議案第6号 平成29年度全国学力・学習状況調査の参加について

【説明要旨】

○事務局 それでは議案第6号「平成29年度全国学力・学習状況調査の参加について」を御説明させていただきます。

まず、学力調査のこれまでの経過を御説明いたします。

平成19年度から平成21年度は悉皆調査であったことから本市でも全校参加をし、平成22年度から平成24年度は抽出調査となったことから平成22年度は市費により全校参加、平成23、24年度は大阪府調査へ全校参加いたしました。平成25年度から平成28年度は再び悉皆調査となったため、全校参加をいたしております。平成29年度につきましても悉皆調査となっており次回で11回目の調査でございます。平成28年度12月22日付けで大阪府教育庁を通じて、文部科学省より実施要領の提示とともに参加についての照会がありました。

調査目的については、これまでと変更なく、児童生徒の学力や学習状況を分析、把握し、教育施策の改善等に役立てるとともに、学校における児童生徒の教育指導の充実や学習状況の改善に役立てるものであります。

調査日は平成29年4月18日火曜日、調査内容は教科に関する調査が国語と算数若しくは、数学の2教科で、それぞれ知識に関するA区分と活用に関するB区分の4領域があります。また、児童生徒に対する質問紙調査と学校に対する質問紙調査があります。

それでは次年度の調査に関しまして、主な変更点が3点ございますので御説明いたします。

まず1点目、次年度は本調査に加えて、保護者に対する調査が実施されます。この調査は家庭状況と児童生徒の学力等の関係について分析し、今後の教育施策等の改善、充実に役立てることを目的に実施される調査でして、平成25年度にも同様の調査が実施されており、今回は追調査という形で実施されます。こちらの調査は抽出校のみの調査となります。

2点目、別紙1の1を御参照ください。文部科学省が本調査結果の個票データ等を公表するとともに、大学等の研究者や国等の行政機関に一定期間貸与し、大学等の研究者による多様な研究分析への活用または教育施策の改善充実を可能とする仕組みが設けられます。公表、貸与されるデータは匿名化の度合いに応じて、①パブリックユースデータ、②匿名データ、③個票データの3段階を設けて、公表、貸与を検討してまいります。③の個票データにつきましては、最下部の表中の地域情報の欄で、教育委員会名と学校名の情報が明らかになる旨がございますが、学校や設置管理者等の同意なく名称等を特定できるような分析結果を公表されることはありませんので、一定の匿名性が担保されるということになります。

続いて3点目は、平成29年度の小学校調査の結果を中学校に送付することが可能となります。これにより平成29年度時点で6年生の児童の調査結果を、平成32年度に中学校3年生になった時点での調査結果とあわせることによって、同一児童生徒に関する経年的な分析や個々の児童生徒の課題に対応した教育指導が充実していくこととなります。議案書24ページには各学校の設置管理者の判断の上、小学校調査も結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握、検証し、教育の改善、充実に取り組むことができるとされており、設置管理者である教育委員会の判断にゆだねられているものとなっております。こちらの具体的な対応、方法等に関しては未定ですが、個人情報の取扱いもある

ため、詳細が分かり次第、結果の取扱いについては、慎重に検討してまいります。

以上3点が、主な変更点の概要でございます。

現在、これまでの調査結果を経年比較することで、長期的な改善、課題についての分析、具体的に授業で取り組むポイントや、家庭学習習慣の定着に向けた取り組みのポイントなどを、学校に対して指導することで活用しております。

授業における活用としましては、1限の授業の中で子どもが見通しをもって学習できるよう、目当ての提示や自分の考えをノートに書く時間を設定し、継続的に取り組む、また考えたことを友達と共用することで、自分自身の考えを深める工夫などが、これまで以上に必要になることが分析結果より明らかになっており、学校に対しても指導助言をしております。

家庭学習習慣の定着に向けては、学級毎に自由に宿題を出すのではなく、義務教育課程における9年間でどのような子どもを育てたいのかを見通した上で、どんな家庭学習課題に取り組ませるのかを明確にし、発達段階に応じて、統一した家庭学習課題を設定する等、学校として取り組む必要性も明らかになってきております。

このことから、本調査結果を家庭、地域へ積極的に発信することは、学校、家庭、地域が一体となって取り組む必要性を再認識するきっかけとなります。

市教育委員会としましては、これまでの課題を受け、中学校等には市費負担教職員の配置による放課後等における個別指導の機会の充実や、毎日の家庭学習の習慣付けに向けて中学校及び義務教育後期課程の1、2年生に家庭学習冊子を配布する等、施策の改善を行っており、塾に通っていない小学校及び義務教育学校前期課程の高学年の児童に対する土曜日学習の機会の提供についても検討しているところでございます。

今後とも経年比較の分析を充実させ、施策の見直しや改善を行うこと、また、学校、家庭、地域が連携した取り組みを進める上でも、今回の全国調査に参加することは必要であると考えております。

つきましては、誠に簡単な説明ではございますが、これまでの学力向上に向けた取り組みをさらに進めるため平成29年度全国学力・学習状況調査へ参加することを御決定賜りますようお願い申し上げます。

【審議状況】

○委員 調査を受けるにあたって、子ども達にとっては毎年のことであるとは思っているので

すが、彼らはこの学力・学習状況調査を受けることについて、どのような受け止め方をして
いるのでしょうか。難しい質問であると思いますが、お答えいただけますでしょうか。

○事務局 子ども達にとっては様々な捉え方をしているとは思いますが、毎日の授業を
受ける中で、自分が学んだことと自身の学力を確認するためのものであると、教職員も指導
をしておりますし、子ども達もそれを理解して、真剣に取り組んでいると考えております。

○委員 11回目の調査ということで、子ども達も先生方も経験を積んでおられますし、
ノウハウを含めてある程度理解できているだろうと思うのですが、29年度は保護者に対する
調査があるとの御説明がありました。

25年度にも一度やったことがあるとのことで、今回はその追調査をなさるといことですが、
前回抽出された学校が当たるわけでもないですよ。そうすると初めてこの調査に当た
る学校もあるわけですし、保護者の方への御説明等は大丈夫なのでしょうか。

○事務局 保護者調査につきましては、平成25年度にも一度実施されておまして、平成
29年度も同様の形式で実施されます。25年度の調査におきましては、特に混乱等は生じてい
ないとの確認はしておりますが、保護者調査は各家庭状況等、個人情報が多く含まれるもの
であることから無記名調査となっております。また、同封される説明書には文部科学省より
趣旨等も書かれた文章も同封されております。

しかしながら、こちらの調査は保護者の判断によって協力をお願いするものでして、今後、
保護者等から問い合わせがあった際には、その趣旨を説明させていただいた上で御判断いた
だけるような対応を進めてまいりたいと考えております。

○上記質疑の後、原案通り承認。

○ 審議内容

議案第7号 全国学力・学習状況調査個票データ等の公表・貸与について

【説明要旨】

○事務局 それでは議案第7号「全国学力・学習状況調査個票データ等の公表・貸与に
ついて」を御説明させていただきます。

議案第6号でも説明させていただきましたとおり、文部科学省による公表と大学等の研
究者や国等の行政機関に一定期間貸与し、多様な研究分析への活用及び教育施策の改善、
充実を可能とする仕組みを設けることを目的に平成29年度の実施要領から変更される項目

となっておりますが、平成29年度から実施要領には平成19年度から平成28年度のデータ等の公表、貸与については、記載がないことから、平成29年度の変更と同様これまでの調査結果についても、公表、貸与していくことについて改めて御決定いただきたいと存じます。

こちらにも学校名等を含む、全ての情報が含まれる個票データの貸与にあたっては、その利用目的、趣旨を明らかにした上で貸与の可否について、本市へ照会があります。

本調査の個票データ等の公表、貸与により、大学等の研究に協力していくことは、本市における教育施策の改善、教育指導の充実及び学習状況の改善等に一定の効果が期待されると考えております。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、平成19年度から平成28年度までの全国学力・学習状況調査個票データ等の公表、貸与にも同意していくことについて、御決定賜りますようよろしく御審議いただきますようお願いいたします。

【審議状況】

○委員 個票データの公表、貸与につきましては、それによって守口市にどのような還元があるかということをお確認の上、慎重に判断されるようお願いしたいと思います。

○事務局 個票データの公表、貸与につきましては、申請等があった場合には慎重に判断し、個人情報の流出等がないように、また、それによって本市の改善に役立てるようなことを確認した上で判断してまいります。

○委員 パブリックユースデータと匿名データについては地域情報を含むものではないので、個人情報につながる情報を削除した上で公表、貸与するというのは理解できるのですが、学校質問紙回答の回答状況などの一部を除いてとあって、その回答のうち学校規模、地域規模、就学援助率等については削除をせずに匿名化できるかどうかについて検討するという事は、パブリックユースとして公にしても大丈夫であろうと考えている。

学校規模、地域規模は全然問題ないと思われるのですが、就学援助率、特に実数ではなくて選択肢等についてはと含みがある表現になっていますけれども、このあたりについて詳細はどのようになっているのでしょうか。

○事務局 学校質問紙調査の回答の匿名化についてでございますが、確認させていただきましたところ、匿名化できることが前提での実施ということで、検討した結果、情報を繋ぎ合えると特定化されてしまう懸念があるとなれば実施されないということで回答をい

ただいております。

○上記質疑の後、原案通り承認